

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成20年4月11日

京都市長 門川 大作

| 建築物の所在地及び構造 | 命令を受けた者の住所及び氏名 | 命令年月日 | 命令の内容 | 根拠条項 |
|--|----------------------------|----------------|---------------|-------------|
| 京都市右京区西院金槌町10番地28 一戸建ての住宅 木造3階建て | 京都市右京区西院金槌町10番地25 浜田 幸代 | 平成20年 3月24日 | 工事の施工を停止すること。 | 第9条 第10項 |

(都市計画局建築指導部建築監察課)